



くらしのほっと通信

- P.2 ネット上の決済方法と注意点
- P.3 家庭でできる金銭教育
- P.4 消費者問題セミナー・講座募集

悪質出会い系サイト

こんなトークに騙されないで!



悪質な手口をご紹介します!

軽い気持ちで出会い系サイトを利用したら、高額な利用料を請求されたという相談が増えています。

お金をあげる…
文字だけ解除のため送信して…
一文字ずつ送信して…

メール交換を繰り返して、
高額な利用料を請求された。
(20歳代 男性 学生)

友だちになって…
会った時に利用料を支払うから…

待ち合わせの約束をしても、
一度も会えなかった。
その度にメール交換を繰り返して、
利用料がかさんだ。
(40歳代 男性 給与所得者)

恋人のDVに悩んでいる…
病気の母の看病をしている

相談メールを繰り返して、
利用料が70万円に膨らんだ。
銀行振込、クレジットカード、
電子マネーで支払った。
(20歳代 女性 給与所得者)

あなたのメールで傷ついた。
示談に応じなければ訴訟する。

示談金20万円を支払ったのに、
また20万円請求された。
(30歳代 女性 家事従事者)

出会い系サイト相談の特徴

- ① 知らないうちに有料サイトへ誘導される**
携帯電話の出会い系サイトを利用した**きっかけ**は、**無料**のゲームサイト、懸賞サイト、音楽サイト、小説サイト、芸能人の情報サイト、痩身サイト等に軽い気持ちでアクセス・登録をしたら、出会い系サイトから大量のメールが届くようになった。
- ② 利用料の支払い方法が多様で、複数の利用により被害額が高額になりがち**
銀行振込、クレジットカード決済、電子マネー、収納代行(コンビニ・携帯電話会社)等で支払いを繰り返すうちに、気づいたら支払い総額が高額になっていた。
- ③ 詐欺性が高く、サクラの存在の疑いがある**
出会い系サイトのサクラは、異性や有名人になりすまし、登録者のフリをして、頻りにメールの送受信を行い、利用者の利用料を高額化させる。

出会い系サイトの課金の仕組み図



あるサイトXの1回あたりの利用料 (1P=10円)

メール送受信	50ポイント	500円
メールアドレス添付	500ポイント	5,000円
電話番号添付	500ポイント	5,000円

①～⑤の送受信をすると
1,600ポイントかかる。
1Pが10円だから…
利用料は全部で**1万6,000円!!**
僕のおこづかいではすぐ破産ちゃうよ。



- トラブルにあわないために!
- ① 甘い言葉・誘う文字に惑わされて、**メールに返信しない**
 - ② **身に覚えのない請求には応じない** 問合せもしない
 - ③ 安易に **無料サイトに近づかない** 登録するなら利用規約全文を確認し、リスクを覚悟してから!
 - ④ 一人で悩まないで、**消費生活センターなどに相談する**

相談 月～金 **052-222-9671** **消費生活相談**

052-222-9674 **架空請求ホットダイヤル**

052-223-3160 **サラ金・多重債務特別相談**

土・日 **土・日テレフォン相談**

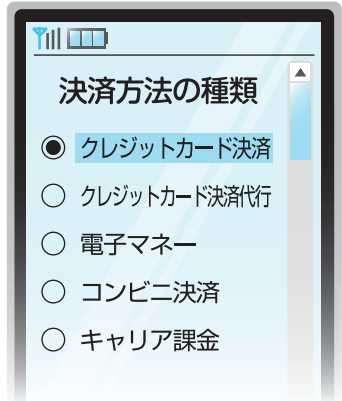
052-222-9690

※相談は市内在住・在勤・在学の方が対象です

ネット上の決済方法と注意点

インターネットで商品を購入したり、サービスを受けたりした場合の代金の支払い方法には、銀行振込・郵便振替や代金引換の他にも、様々な決済方法が利用されています。平成22年4月1日に「資金決済に関する法律」が施行され、法律の整備もされました。

インターネット上で利用される決済方法の種類と、注意点を紹介します。



決済方法	注意点
<p>クレジットカード決済</p> <p>注文時、支払い方法の入力画面に クレジットカード番号 契約者名 有効期限 を入力することで支払いが完了。 支払日に銀行口座から引き落とされる。</p>	<p>パソコンでクレジットカード払いをする際は、カード番号情報の漏洩の危険が有る。セキュリティ対策が取られているか確認が必要。</p>
<p>クレジットカード決済代行</p> <p>クレジット会社の加盟店になれない出会い系サイト等の小規模事業者の場合、クレジット会社の加盟店である決済代行業者を経由して、クレジットカード決済する。入力方法はクレジットカード決済と同じ。</p>	<p>入力画面がクレジットカード決済と同じため、決済代行業者を経由していることが分からない。国外の決済代行業者を経由した場合、外貨建て決済となる。関係事業者が多いため、トラブル時の解決に時間がかかる。</p>
<p>電子マネー</p> <p>電子的なデータによって代金を支払う方法。ネット上で使われる電子マネーは、プリペイド式でサーバ型が多い。コンビニやネット上で購入し、付与される16桁の数字等のIDを入力して支払うタイプと、ネット上に開設した専用口座にコンビニやクレジットカードでチャージ(入金)し、専用口座から支払うタイプがある。</p>	<p>原則使い切りで返金できない。匿名のため、紛失・盗難の場合再発行等が困難。 有効期限のある電子マネーは、期限を過ぎると利用できなくなる。</p>
<p>コンビニ決済(コンビニ収納代行)</p> <p>販売会社等からインターネット等で通知される受付番号や注文番号などを、コンビニに置いてある情報端末機に入力・操作して、端末機から出力された振込票により、店頭で代金を支払う。 (一部コンビニでは自宅で印刷した払込票で、支払いができる)</p>	<p>代行業者は割賦販売法や資金決済に関する法律の規制を受けない。匿名性が高いのでトラブル時の返金交渉が困難。</p>
<p>キャリア課金(携帯電話会社収納代行)</p> <p>キャリアとは携帯電話の通信サービスを提供している携帯電話会社のこと。携帯電話会社のいわゆる公式サイトで利用できる。支払い入力画面で、暗証番号を入力することで支払いが完了。携帯電話の利用料金と一緒に、支払日に銀行口座等から引き落とされる。</p>	<p>未払いの場合、携帯電話を利用できなくなる恐れがある。また携帯電話会社は、未回収債権とともに氏名・住所・連絡先電話番号などの個人情報を、販売会社等へ通知する。</p>

こむずかしい用語解説

No.13

資金決済に関する法律



情報通信技術の発達・資金決済システムの多様化に対応して、これまで商品券やギフト券、磁気式・IC式のプリペイドカードを規制していた前払式証券法に、


- ① サーバ型前払式支払手段を適用対象に追加
- ② 資金移動業の創設
- ③ 資金清算業の導入

などを主な内容として、平成22年4月1日に施行されました。これに伴い前払式証券法は廃止されました。前払式手段発行業者には、基準日(3月末、9月末)における未使用発行残高が1,000万円を超える場合に、その2分の1以上の額を発行保証金として供託すること等が義務付けられています。発行業者が破綻した場合、この保証金から利用者に優先的に配当されます。

くらしの情報プラザ「くらしのゼミナール」のご案内

家庭でできる金銭教育

おこづかいから学ぶこと

大人になって、働いて得たお金を上手にやりくりできるよう、子どものうちにお金の使い方を学ぶことはとても大切なことです。家庭でのおこづかいが、お金の使い方を学ぶ大きなチャンスです。消費生活センターの「くらしのゼミナール」では、ご要望に応じて、小学生の保護者を対象にした金銭教育講座を実施しています。情報アドバイザー  と一緒に学んでみませんか？




講座内容

おこづかいを与えるにあたり知っておきたい事と、お金にまつわるトラブルへの対処法について、参加した保護者の皆様と意見交換しながら、学びます。

1 金銭教育とは何か


2 お金の与え方について考える

① お金を与えることの意味

②  おこづかいは何歳から与えたいのかしら？

おこづかいを与える目安は、数字が読める・数えられる・硬貨の種類が区別できる頃が目安です。

③ おこづかいの与え方にルールを決める


④  どのように与えたいのかしら？

毎週・毎月など定期的に、決まった額を与える。「欲しいもの」だけでなく、「必要なもの」も、おこづかいで支払わせるといいですね。



3 お金の使い方について考える

① お金の使い方

②  おこづかい帳はつけた方がいいのかしら？

おこづかい帳をつけることで、お金を管理することが学べます。つける目的を明確にしましょう。


③ 年齢に合った工夫を

④ お年玉の使い方と管理

4 子どもの困った行動にどう対処する？

① お使いをたのむと、おつりを使ってしまう

② 自分のおこづかいを使わず、親や祖父母にねだる

③  友だち同士、おごったり、おごられたり、お金の貸し借りをしているようです。

おこづかいは、お父さん、お母さんが働いて得たお金の中から、与えるお金。使い道を親に報告することをルールとして決めておくのもいいですね。

④ カプセル玩具やカード収集に使ってしまう など

展示コーナー「金銭教育」を新設！



正しい金銭感覚を身につけるためのDVD

家庭で学べる図書等を多数展示中。貸出(一部を除く)もしています。



受講した保護者の感想

- おこづかいの与え方が参考になりました。
- 親子で金額を含めた話し合いをします。
- まずは自分のお金の使い方を見直します。
- 金銭感覚を養う手段でもあることがわかりました。

くらしの情報プラザでは、高校生・大学生や知的障害者対象の金銭教育も行っています。お問い合わせ先 ☎222-9677



平成22年度

消費者問題セミナー 受講者募集

締切日 **9月1日**

テーマ:消費者力と安心・安全

●時間/毎午前10時～正午 **全10回**

No.	日程	内容	講師(敬称略)
1	9月10日(金)	製造物責任 (1)	明治学院大学法科大学院 教授 加賀山 茂
2	9月17日(金)	製造物責任 (2)	明治学院大学法科大学院 教授 加賀山 茂
3	9月24日(金)	現代市場における企業と消費者	東京経済大学経営学部 教授 小木 紀親
4	10月 1日(金)	消費者心理から学ぶ上手な資産運用	ファイナンシャルプランナー 菅田 芳恵
5	10月 8日(金)	あなたの常識、大丈夫?正しい消費者力を身につけよう	(財)日本消費者協会 広重 美希
6	10月15日(金)	消費者市民力を育もう!	椋山女学園大学現代マネジメント学部 教授 東 珠実
7	10月22日(金)	あなたがターゲット?儲け話に注意しよう!	弁護士 石川 真司
8	10月29日(金)	食の安心・安全 その1	鈴鹿医療科学大学保健衛生学部 教授 長村 洋一
9	11月 5日(金)	多重債務問題と改正貸金業法	弁護士 佐藤 浩史
10	11月12日(金)	食の安心・安全 その2	鈴鹿医療科学大学保健衛生学部 教授 長村 洋一

消費生活講座 受講者募集

締切日 **8月31日**

テーマ:これからの暮らしを考える

●時間/午前10時～正午 **4回で1講座**

No.	日程	内容	講師(敬称略)
1	9月15日(水)	あなたの暮らし 地デジになるとどう変わる?	デジサポ愛知 地デジアドバイザー
2	9月22日(水)	消費生活とマーケティング	愛知学院大学名誉教授 商学博士 加藤 勇夫
3	9月29日(水)	COP10、生物多様性って	名古屋市環境局環境学習センター
4	10月6日(水)	これからの賢い資産運用 ~殖やす事より減らさない工夫~	社会保険労務士 秋田映子

開催場所 名古屋市消費生活センター 第1研修室(伏見ライフプラザ12階)

募集人数 セミナー・講座 とも各100名(定員を超えた場合は抽選)

受講料 セミナー…1,000円(受講当日に徴収します) 講座…無料

応募方法 「往復はがき」に ①住所 ②氏名(ふりがな) ③電話番号
④セミナーの場合は「消費者問題セミナー希望」 講座の場合は「消費生活講座希望」と明記の上、締切日までに下記の担当係へ(必着)

申込先 〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階
名古屋市消費生活センター 消費者問題セミナー係 又は 消費生活講座係

ウェブサイトからも応募できます。
<http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/kouza/index.htm>

*受講者募集についてのお問い合わせは
☎222-9679まで

利用のご案内

相談室

受付時間 月～金曜日 9:00～16:15
(祝日・年末年始を除く)

TEL **052-222-9671** 消費生活相談
TEL **052-222-9674** 架空請求ホットダイヤル
TEL **052-223-3160** サラ金・多重債務特別相談

受付時間 土・日曜日 9:00～16:15
(祝日・年末年始を除く)

TEL **052-222-9690** 土・日テレフォン相談

※架空請求、多重債務の相談もこちらの番号で受け付けています。
※土・日曜日は電話相談のみで、来所相談は行っていません。

くらしの情報プラザ

開館時間 月～土曜日 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

TEL **052-222-9677**

※くらしに役立つ幅広い情報を提供しています。

名古屋市消費生活センター

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階
TEL (052)222-9679 FAX (052)222-9678

パソコン用 <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp>

携帯電話用 <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/m/>



2010年は、
名古屋開府400年です。



●本誌の内容の無断転載と利用をお断り致します。
●このパンフレットは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。